

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	豊田地域 (塚原、藤山、南藤山、尾窪、鰐瀬、土鹿野、陳内、沈目、阿高、東阿高)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田地帯で土地利用型、施設園芸、酪農等が盛んであり、畑には種苗類やぶどう、栗等の果樹、また筍等が栽培、肥培管理されている。農業者の平均年齢は69歳と高齢化が進んでおり、令和元年度に農事組合法人を設立したものの、遊休農地の更なる増加が懸念されています。今後、豊田地区営農改善組合が中心となり、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などの意見を交え地域全体で農地を利用していくことで、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を目指す。また、作業効率を高めるため、分散する担い手の農地の集約化を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

- ・農業者: 約130人(うち50歳代以下11人)、農事組合法人1経営体、その他法人13経営体
- ・主な作物: 水稻、大豆、トマト、カスミソウ、ブドウ、栗、梨、筍

(2) 地域における農業の将来の在り方

施設園芸や樹園地を経営されている担い手の方には本業に力を入れていただき、一方、土地利用型を営なまれる担い手や集落営農法人等においては、中間管理による農地の集積・集約を進め、話し合いにより更なる団地化及びブロックローテーションを図り、所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	676.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	449.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びそこに隣接した農業上の利用が行われている農地を区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の作業効率をより高めるため、豊田地区営農改善組合において協議調整し農地の集積・集約化を図る
(2)農地中間管理機構の活用方針
上記の集積・集約を農地中間管理機構を活用して実施していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
令和元年度に『農事組合法人火の君とよだ』が、設立されており、今後地域の中心経営体として、雇用や新規就農者の育成に取り組む。また、JAや他の担い手とも連携し、地域農業の維持を図っていくことで、地域の発展に貢献していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
以前は、2毛作等はない地域であったが、農事組合法人の設立により他の担い手と共に土地利用型も盛んになってきている。今後も大豆の刈取りや米麦のドローン等による一斉消毒等、JAやサービス事業者等の農作業委託を活用し、省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業ができる方(兼業農家等)は、できるだけ長く農業に携わっていただき、刈取や防除等は、サービス事業者の農作業委託等を活用し、省力化を促進し、農地の維持・継続を図る。